

95

審査第二係

審査第二係

# 環境影響評価書

—東京都市計画道路放射第16号線

(江東区南砂～江戸川区清新町間) 建設事業—

平成5年10月

東 京 都

第95号

## 第1章 総括

### 1. 1 事業者の氏名及び住所

東京都 代表者 東京都知事 鈴木 俊一

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

### 1. 2 対象事業の名称及び種類

事業の名称：東京都市計画道路放射第16号線（江東区南砂～江戸川区  
清新町間）建設事業

事業の種類：道路の新設

### 1. 3 対象事業の内容の概略

本事業は「東京都市計画道路幹線街路放射第16号線」のうち、東京都江東区南砂三丁目を起点に江戸川区清新町一丁目を終点とする延長 約2.9kmの区間を都市計画変更し新設整備するものである。

当該道路は道路構造令に定める第4種第1級の規格（往復4車線、設計速度60km/時）である。

道路構造は、起点より平面部約1.4km、橋梁部約1.5km（河川部橋梁区間 約0.8km）で構成される。

当該道路は江東区で補助第116号線（明治通り）と交差し、環状第4号線（丸八通り）と接続する。また、江戸川区で補助第140号線（船堀街道）と交差する。

事業の工程は表1.3.1 に示すとおりであり、供用開始を平成12年度に予定している。

表1.3.1 事業の工程

工事内容	年度						
	平成 5	6	7	8	9	10	11
測量・調査		—					
用地買収		—					
工 事		—					

#### 1. 4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して予測・評価項目を選定し、現況調査及び環境に及ぼす影響の予測と評価を行った。その評価の結論は、表1.4.1に示すとおりである。

表1.4.1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1. 大気汚染	<p>工事完了後の計画路線の利用交通に起因する排出ガスは、一酸化炭素、二酸化窒素及び二酸化いおうのいずれも評価の指標（環境基準）を下回るため、環境への影響は少ないと考える。</p>
2. 騒音	<p>工事の施行中の建設作業騒音は、法及び条例に定める基準値を下回るため環境への影響は少ないと考える。また、低騒音型建設機械を積極的に導入し、周辺地域の環境保全に努める。工事用車両の走行による道路交通騒音の増加は1 dB(A)未満であり、極力、本線内工事用道路を使用し、既存の道路を使用する場合は道路の維持・補修及び車両の整備等の措置を講じるため、環境への影響は少ないと考える。</p> <p>工事の完了後の道路交通騒音は、いずれの時間の区分においても評価の指標（環境基準）を下回るため、環境への影響は少ないと考える。</p>
3. 振動	<p>工事の施行中の建設作業振動は、法及び条例に定める基準値を下回るため、環境への影響は少ないと考える。また、低振動型建設機械を積極的に導入し、周辺地域の環境保全に努める。工事用車両の走行による道路交通振動の増加は1 dB未満であり、極力、本線内工事用道路を使用し、既存の道路を使用する場合は道路の維持・補修及び車両の整備等の措置を講じるため、環境への影響は少ないと考える。</p> <p>工事完了後の道路交通振動は、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度と考えられるため、環境への影響は少ないと考える。</p>
4. 低周波空気振動	<p>工事完了後の低周波空気振動は、都市部の日常生活の中に多様に存在している音圧レベルの範囲内にあると予測されるため、環境への影響は少ないと考える。</p>
5. 水質汚濁	<p>工事の施行中、濁り（SS）の発生が考えられる橋梁基礎工事において、施工区域周辺のSSの寄与濃度は約0.03mg/ℓであり、その範囲も施工区域近傍に限られている。また、工事の施行にあたっては、極力、濁水の発生を抑える対策を講ずるため、水質への影響は少ないと考える。</p>

予測・評価項目	評 価 の 結 論
6. 土 壌 汚 染	工事の施行中の掘削等により、汚染された土壌が確認された場合には「公有地取得に係る重金属等による汚染土壌の処理基準」に基づき、適切に処理するため影響はないものと考える。
7. 地形・地質	工事の施行に伴う大規模な地形の変化はないことから、地形・地質に対する影響はないものと考える。また、止水性の高い工法を採用し、地下水位までの掘削を行わないため地下水位の変化は小さく地下水への影響は少ないものと考える。
8. 水生生物	工事の施行中の水質の変化は小さく生育環境の変化の程度は小さいものと考える。また、工事の施行にあたっては、極力、濁水の発生を抑える対策を講ずるため、水生生物への影響は少ないと考える。
9. 日照阻害	計画路線により新たに生ずる日影時間は「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に定める日影時間を下回るため、環境への影響は少ないと考える。
10. 電波障害	事業の実施に伴うテレビ電波に対する電波受信障害はしゃへい障害、反射障害とも発生しないが、万一障害が認められた場合には、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき適切に対処する。
11. 景 観	計画路線区域内の植栽可能な部分には極力、緑化を図り、橋梁部についても、形式、色彩について周辺景観に融和するよう十分に配慮するため、地域景観並びに代表的な眺望点からの眺望に与える影響は少ないと考える。

### 1. 5 評価書案の修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
第5章 現況調査、予測及び評価	大気汚染	二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）については大気汚染の推移、規制の動向等を考慮して、排出係数、バックグラウンド濃度等を見直し、予測値を修正した。

なお、計画路線周辺の交通量の変化の程度、交通量予測式による現況交通量の検証、既存の幹線道路等との複合的な影響等については、一定の予測評価を行い資料編に記載した。